

# 小坂町広告事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載する小坂町広告事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)広告媒体 以下に規定する町の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 町の広報

イ 町のWEBページ

(2)広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

## (広告の募集要項)

第3条 広告掲載に際し、あらかじめ次に掲げる事項を記載した募集要項を定めるものとする。

(1)広告掲載を行う広告媒体の種類

(2)広告の規格、掲載位置、掲載期間等

(3)掲載料金

(4)広告の募集方法

(5)広告の選定方法

(6)その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

## (規制業種又は事業者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。

(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種

(2)風俗営業類似の業種

(3)消費者金融の業種

(4)たばこ製造にかかわる業種

(5)規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(6)法律の定めのない医療類似行為を行う事業者

- (7)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
- (8)各種法令に違反している事業者
- (9)行政機関からの行政指導等を受け、改善がなされていない事業者
- (10)町税及び使用料等を滞納している事業者

（広告掲載の基準）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告については、第 7 条の承認をしないものとする。

- (1)法令等に違反するもの
- (2)公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4)政治性又は宗教性のあるもの
- (5)社会問題についての主義主張
- (6)個人の名刺広告
- (7)美観風致を害するおそれがあるもの
- (8)公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9)その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

（広告掲載の募集）

第 6 条 広告掲載の募集は、原則として、公募により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公募による応募者の数が募集の数に満たない場合において、前条第 1 項各号の規定を踏まえ、掲載を希望するものを選定し、直接、広告掲載の依頼を行う。

（広告掲載の申込み）

第 7 条 広告掲載の申込みは、広告掲載申込書を提出することにより行うものとする。

2 前項の申込みの際には、広告の内容がわかるものの提出を求めるものとする。

3 物品役務提供等に係る指名競争入札参加資格者名簿に登載されていない掲載希望者には、申込みの際、必要に応じて、次に掲げる業務内容等が把握できるものの提示を求めるものとする。

- (1)登記簿謄本又はその写し（法人の場合）
- (2)住民票若しくはその写し、運転免許証又は国民健康保険証（個人の場合）
- (3)貸借対照表、損益計算書等決算状況を明らかにする書類又は確定申告書（税務署の受付印のあるもの）若しくはその写し

( 広告掲載の承認 )

第 8 条 広告掲載を希望するもの ( 以下「掲載希望者」という。 ) は、その掲載する広告の内容について、あらかじめ、町長の承認を受けるものとする。

( 広告の掲載順位 )

第 9 条 同一の広告媒体について掲載する広告は、掲載希望者の申込みの先着順により決定する。

( 広告の掲載制限 )

第 10 条 同一の広告媒体について、掲載希望者は同時に複数の広告を掲載することはできないものとする。ただし、第 2 条の規程にある町の広報、及び町の Web サイトそれぞれに、広告を 1 件ずつ同時に掲載することはできるものとする。

( 広告掲載の手続 )

第 11 条 掲載希望者のうち広告を掲載することとなったもの ( 以下「広告主」という。 ) は、町と契約を締結するものとする。

2 広告主は、広告媒体を主管する部署が指定する期日までに、掲載しようとする広告の原稿を提出するものとする。

( 広告の掲載料の納付及び経費の負担 )

第 12 条 広告の掲載料は、前条の契約の締結後、指定する期日までに納入するものとする。

2 広告の原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

( 広告掲載の取消し )

第 13 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告主が原稿を提出しないとき
- (2) 指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき
- (3) 広告の内容が、この要綱のほか広告掲載に係る基準等の規定に抵触し、又はそのおそれがある場合において、広告主が広告内容等の変更を行わないとき
- (4) その他広告掲載が適切でないとき町長が判断したとき

( 広告掲載料の還付 )

第 14 条 第 11 条の契約の締結後、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなくなったときは、既納の広告の掲載料は還付するものとする。

( 広告掲載料の不還付等 )

第 15 条 第 11 条の契約の締結後、広告主の責めに帰すべき理由により、広告掲載が中止になったときは、既納の広告の掲載料は還付しない。

2 広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により町に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

( 広告主の責任 )

第 16 条 広告掲載に係る内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

( 審査機関 )

第 17 条 広告掲載の公平性及び中立性を保つため、小坂町広報担当者会議において広告内容の審査を行う。

( 審査 )

第 18 条 審査は、第 7 条の広告掲載の承認に際し、広告の内容等に疑義が生じた場合において、総務課長が必要と認めたときに招集する。

( 庶務 )

第 19 条 委員会の庶務は、総務課総務管財班において処理する。

( その他 )

第 20 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。